

## トラック運転者の「改善基準告示」改正に伴うお願いについて

ヒロセ株式会社（東京都江東区、代表取締役 平野精一）は、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準「改善基準告示」が改正され、2024年4月1日に施行されることにともない、トラック運転者の働き方改善にむけて、お客様にご協力をお願いします。

この度の改正で、荷主として業務の効率化に向けた納品回数や待機時間の削減など計画策定が義務づけられ、その計画を大きく下回った場合には、是正勧告されることも検討されています。建設業界の時間外労働が削減できない理由として、工期問題や、変更対応の多さ、そして人手不足や高齢化問題なども重なり、労働時間を圧迫する原因となっています。また運送手配におけるトラック運転者の労働環境を守る為、待機や積込時間の削減、配車時間条件の緩和、変更率の低減、長距離現場への高速道路利用等の基準是正対応策につきまして、お客様ならびに各現場におかれましても、ご理解とご協力を賜りたく宜しく申し上げます。そして当社としましても、引き続き生産性の向上、およびDX推進の自助努力を進めてまいります。

### 改正基準告示の改定事項（抜粋）

#### 1.1 拘束時間

- 1日 13時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安）
- 1か月 284時間以内
- 1年 3,300時間以内

【例外】労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり）

1年：3,400時間以内、1か月：310時間以内（年6か月まで）

- ① 284時間は連続3か月まで
- ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満になるように努める

#### 1.2 休息期間

連続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない

【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、継続8時間以上（週2回まで）

休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行就労時に継続12時間以上の休息期間を与える

#### 1.3 連続運転時間

4時間以内

運転の中断時には、原則として休憩を与える（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上）10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない

以上

<お問合せ先>

ヒロセ㈱ 生産管理本部 久田哲也 TEL 03-5634-4552

ヒロセ㈱ 営業本部 大友正清 TEL 03-5634-4538